

第三期特定健康診査等実施計画

埼玉県金属加工健康保険組合

平成 30 年 2 月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定健康指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、6 年を一期として特定健康診査等実施計画をさだめることとする。

当健保組合の現状

当健保組合は、金属プレス加工及び鍍金業等を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。

平成 29 年度の事業所数は 75 で、全国 2 都県に所在するが、約 96%が埼玉県に所在している。ただし、工場や営業所は全国に点在しており、埼玉県に在住している被保険者及び被扶養者は 68%、それ以外の在住者は 32%程度ではないかと思われる。

加入事業者は、零細・中小事業者が多く、被保険者 20 人未満の事業所が全体の 53%を占めている。1 事業所あたりの平均被保険者数は、約 52 人。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が 42 歳で、男性が全体の 80%強を占める。健康診断（人間ドック、生活習慣病健診）については、契約医療機関により行っている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

当健保組合が主体となって特定健康診査を行いそのデータを管理する。

また、被扶養者については、代表医療保険者等を通じて集合契約を結んだ全国の健診機関を活用できるよう、年度当初に受診券の配布を行うことで環境整備と受診促進を図っている。

3 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成 35 年度における特定健康診査の実施率を 85.0%とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	国の参酌標準
被保険者	80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	85.0	—
被扶養者	80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	85.0	—
被保険者＋被扶養者	80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	85.0	85.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成 35 年度における特定保健指導の実施率 30.0%とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	国の参酌標準
被保険者	25.0	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0	—
被扶養者	25.0	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0	—
被保険者＋被扶養者	25.0	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0	30.0

保健指導は外部委託先機関で行う。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成 35 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群（特定保健指導対象者）の減少率を 25%以上とする。

	20 年度	35 年度
健診受診者総計	636	3,332
動機付け該当者数	93	366
積極的該当者数	152	597
保健指導該当者合計	245	963
保健指導対象率	38.5%	28.9%

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
対象者数（推計値）	1,553	1,553	1,553	1,553	1,553	1,553
40 歳以上対象者	839	839	839	839	839	839
合 計	2,392	2,392	2,392	2,392	2,392	2,392
目標実施率（％）	80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	85.0
目標実施者数	1,914	1,938	1,961	1,985	2,009	2,033

被扶養者 (人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
対象者数（推計値）	940	940	940	940	940	940
40 歳以上対象者	0	0	0	0	0	0
合 計	940	940	940	940	940	940
目標実施率（％）	80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	85.0
目標実施者数	752	761	771	780	790	799

被保険者＋被扶養者 (人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
対象者数（推計値）	2,493	2,493	2,493	2,493	2,493	2,493
40 歳以上対象者	839	839	839	839	839	839
合 計	3,332	3,332	3,332	3,332	3,332	3,332
目標実施率（％）	80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	85.0
目標実施者数	2,666	2,699	2,732	2,766	2,799	2,832

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者 (人)

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
40 歳以上対象者	3,332	3,332	3,332	3,332	3,332	3,332
動機付け支援対象者	211	211	211	211	211	211
実施率（％）	25.0	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0
実施者数	53	55	57	59	61	63
積極的支援対象者	424	424	424	424	424	424
実施率（％）	25.0	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0
実施者数	106	110	114	119	123	127
保健指導対象者計	635	635	635	635	635	635
実施率（％）	25.0	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0
実施者数	159	165	171	178	184	191

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、契約健診機関等に委託する。

特定保健指導は、保健指導を行える機関等に委託する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。なお当健保組合が実施する人間ドック、生活習慣病健診に特定健診項目を含めることで特定健診に代えられる。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

代表医療保険者等を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い全国での受診が可能となるよう措置する。

イ 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方に基づきアウトソーシングする。
また、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い全国での利用が可能となるよう措置する。

(5) 受診方法

原則、健診機関等と受診を希望する日時を調整したうえで、特定健診又は、特定保健指導を受ける。

当健保組合が、被保険者・被扶養者の特定健診等対象者分の受診券を対象者に送付する。

当該被保険者・被扶養者は、受診券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診する。

受診の窓口負担は、被保険者は2,000円、被扶養者は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等・ホームページに掲載、受診対象者に電話等で行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関及び代行機関を通じ電子データ等を随時（又は月単位）受領、労働安全衛生法による事業主健診のデータは事業主と協議の上で受領して当健保組合で保管

する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データ等で受領して保管するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5 年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、効果の面から 40 歳代の者から優先して選出する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、埼玉県金属加工健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事（事務長）とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年見直しを検討する。

また、平成 35 年度に 6 年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。